

令和5年3月30日

(やまなしくらしねっとに関する事) 山梨県総務部情報政策課
課長 村上 電話 055-223-1416 (内線 1900)

(行政手続に関する事) 山梨県総務部行政経営管理課
課長 小林 電話 055-223-1410 (内線 2350)

(電子納付に関する事) 山梨県出納局会計課
課長 風間 電話 055-223-1308 (内線 1150)

報道関係者各位

「やまなしくらしねっと」への電子納付機能の導入について

【概要】

これまで山梨県収入証紙により手数料の納付を行っていただいた約500種の行政手続につきまして、「やまなしくらしねっと」(電子申請サービス)*から順次、電子申請・電子納付ができるようになります。

これにより、手数料を伴う行政手続の申請がオンラインでも完結できるようになり、県民の皆様の利便性が向上いたします。

【内容】

1 利用開始日

令和5年4月1日から順次拡大

2 利用できる決済手段

クレジットカード・PayPay・Pay-easy

3 対象手続

納税証明書など508手続き(詳細は別紙「手数料電子納付への対応予定手続一覧」)

4 電子納付の流れ

- (1) 対象手続について「やまなしくらしねっと」から申請
- (2) 県からの受理通知メールの受信後、「やまなしくらしねっと」から利用する決済サービスを選択
- (3) 決済サービス画面から決済手続を行い、完了

※県への申請や届出などの手続をインターネットから行うことができるサービス

やまなしくらしねっとアクセス先(URL) <https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/>